

「セキュリティ監視サービス」の提供に関する公募要領

平成 25 年 12 月 9 日

独立行政法人経済産業研究所

「セキュリティ監視サービス」の提供に関する公募要領について

I. 事業の背景及び目的

経済産業研究所（以下「研究所」と言う）ではセキュリティ向上のため、機関業務システム保守業者と連携し24時間365日体制にてセキュリティ監視およびインシデント対応を実施するサービスの導入をしたい。なお、監視機器自体の死活監視は本業務に含めない。

II. セキュリティ監視サービスに求める内容

1. 監視対象機器

富士通 IPCOM EX シリーズ 1台（バックアップ機は Cold Standby）

2. 監視作業内容

(1) 遠隔地の監視センターから24時間365日の有人監視を行うこと。

IPS機器の誤検知・過検知を人間の目でモニタリングすること。

監視は専任のセキュリティアナリストが対応すること。

(a) 不正侵入の監視

- FWのログを監視し、不正侵入の有無等をリアルタイムに監視すること。
- 不正侵入が発生した場合は、電話および電子メールにより研究所担当者に通知を行うとともに、該当するインターネットからのすべてのアクセスについて遮断すること。
- 不正侵入手法の解明および発信元の特定を行うこと。研究所担当者との連絡がすぐにつかない場合は、事前に取り決めた不正侵入のレベルに従い監視センタ側で作業を実施すること。

(b) 不正アクセスの監視

- IPSが収集したログの統計分析および解析を行い、報告を行うこと。
- IPSのセキュリティポリシー、シグネチャ等の設定は最適な設定を研究所担当者に提案し、監視センタより設定を実施すること。

(c) 不審な通信の監視

- 研究所内から外部への不審な通信の監視を行うこと。
- 不審な通信が発見された場合は、電話および電子メールにより研究所担当者に通知を行うこと。
- 研究所担当者との連絡がすぐにつかない場合は、事前に取り決めた不審な通信のレベルに従い監視センタ側で通信の遮断を実施すること。

(d) ウイルス感染や情報漏洩に繋がる不正な通信先に関する情報を収集し、定期的に研究所担当者連携して対応の処置を講じること。

(e) 研究所が入手したセキュリティインシデントに繋がる情報について、依頼があった場合は適宜監視センタにて対応の処置を講じること。

(f) 上記作業を研究所システムの保守業者も実施する場合がありますので、適用済みポリシーを削除しないよう留意する手順をとること。

(2) シグネチャカスタマイズ実施

(a) 現在、研究所が使用しているIPSのシグネチャは、引き続き使用すること。

(b) IPSに請負者が作成、検証したカスタムシグネチャの追加を随時必要に応じて行うこと。

(3) 24時間365日監視するための監視環境は、請負者が監視センタ内に有するものを使用する。

(4) 監視に使用する通信は、通信内容を暗号化すること。IPCOMに搭載されているVPN機能を使用して行うことは可能。サービス提供者が別途VPN装置を用意する場合は、これを認める。導入にあたっては、研究

所システム保守業者と連携し設定を自ら実施すること。

なお、監視作業に必要な通信回線に掛かる経費等は研究所にて負担する。ただし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとし、監視環境構築や動作確認に関わる期間に発生した経費は請負者において負担すること。

- (5) 監視対象機器を遠隔で操作する場合は、前号の回線から不正侵入等がないよう万全のセキュリティ措置を施すこと。
- (6) サービス提供にあたり、VPN装置以外の機器は導入しないこと。
- (7) 監視報告
 - (a) インシデント発生時の報告
不正侵入、サービス不能攻撃、不審な通信が発生した場合には、その都度電話および電子メールにより研究所担当者に通知を行うこと。
 - (b) 月次報告書の作成
不正侵入の状況、サービス不能攻撃の状況、不正アクセスの状況および月間に実施した対応の内容をまとめた月次報告書を翌月7営業日以内に提出すること。
- (8) サービス提供にあたり必要な設定や監視・インシデント対応については、研究所システムの保守業者のサポートが無くても請負者が単独で対応できること。

3. セキュリティ要件

- (1) 業務上知り得た機密事項および個人情報については、他に公言・持ち出し・利用をしないこと。万一、機密事項または個人情報の漏洩が発生したことを知った場合は、速やかに研究所担当者に報告すること。
- (2) 上記(1)に反した場合は、本契約を解除するとともに、請負者の責任において研究所に生じた損害を賠償すること。
- (3) 本業務は、その全部または一部を第三者に再請負により行わせる事は一切の理由を含め認めない。
- (4) 本業務を実施するために研究所から提供する情報については、十分な管理を行うこと。
- (5) 請負者は本業務の遂行に際して研究所が開示した情報（公知の情報等を除く。以下同じ）および業務遂行過程で生じた情報を本業務の目的以外で使用、または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な処置を講じること。

4. 契約条件

- (1) 契約形態
サービスの提供
- (2) 採択件数
1件
- (3) サービス提供期間
2014年4月1日から2015年3月31日まで
以降、特に双方から申し入れの無い限り1年単位で更新する
- (4) 予算規模
130万円(消費税込)を上限とし、経済産業研究所と調整の上、契約金額を決定しますが上限額を上回ることはありません。

5. 応募要件

今回の公募に対する申請者は、次の要件を備えている必要があります。

- (1) 上記「1. ～3.」に係わる別添 公募要件適合表およびその根拠となる資料（形式は不問）を提出すること。
- (2) 企業、民間団体等、本事業に関する利用契約を経済産業研究所との間で直接締結できる団体であること。
- (3) 企業、民間団体、政府官公庁等への業務提供、販売等の実績を十分に有し、これを証明できること。

(4) 「ISO/IEC 27001」 認証を取得していること。

6. 申請の様式

- (1) 申請書の記載は、別紙の様式に基づいてください。
- (2) 申請書は、日本語で作成してください。用紙サイズはA4 版縦書き、横書きを基本とします。

7. 申請書の提出部数

- (1) 申請書の提出部数は、正 1 部、写 2 部とします。
- (2) 申請書の提出時に「申請書受理票」1 部を併せて提出してください。

8. 添付資料

申請書には、次の資料またはこれに準ずるものを添付してください。

- (1) 会社概要 1 部
- (2) 業務実施体制図

9. 申請書の提出期限

(1) 提出締め切り日

平成 25 年 12 月 25 日(水) 16:00 ※郵送の場合でも必着のこと

(2) 提出先

(3) 提出方法

郵送または持参してください。Fax、電子メール等での提出は受理いたしません。

10. 申請書の受理

- (1) 応募要件を満たさない者の申請書、または不備がある申請書は受理いたしません。
- (2) 提出された申請書を受理した場合は、申請書受理票にて申請者に通知いたします。
- (3) 受理した申請書は返却出来ませんので、あらかじめご了承ください。

11. 秘密の受理

申請書、その他の書類は、当該公募の業者選定のためにのみ使用いたします。

12. 契約先の選定

契約先の選定は、申請書および添付参考資料、当研究所が必要に応じ実施するヒアリング等をもとに行います。

13. 選考基準

- (1) 応募要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が予算規模を下回っていること。

14. 結果通知

提出期限後、1 週間を目処に申請内容の審査を行い、確定後、経済産業研究所のホームページ上に採択結果を掲載します。なお、審査結果等の照会には応じません。

15. その他

- (1) 契約先等の選定に係る審査は、受理した申請書および添付資料等に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 受理した追加資料および添付資料等は返却出来ませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 申請書等の作成費は経費に含まれません。また、選定の成否を問わず、申請書の作成費用は支給されません。

Ⅲ. お問い合わせ

本件に関するお問合せは、日本語 e-mail で受け付けます。電話や来訪によりお問合せは受付できません。E-Mail でのお問合せの際は、件名を必ず「セキュリティ監視サービス公募の問合せ」としてください。他の件名では、お問合せに回答できない場合があります。なお、公募期間内に受け付けました「ご質問と回答」については、公平性を保つため当所 Web サイトにも掲載させていただく場合があります。

独立行政法人経済産業研究所 情報システム担当
担当：鎌田
e-mail : choutatsu@rieti.go.jp